

迷惑電話自動着信拒否装置（トビラフォン）を貸与します

目次

- 問い合わせ先
- 自動着信拒否装置
- 対象者・設置条件
- 注意事項

区内で多くのオレオレ詐欺や還付金詐欺の被害が発生しています。
対策として、在宅時も留守番電話の設定にしておくなど、犯人からの電話に出ないことが有効です。
区では、警察などと連携した自動着信拒否装置による迷惑電話ブロックサービスを行っています。
詳細は生活安全課までお問い合わせください。



トビラフォン画像

問い合わせ先

生活安全課

電話：03-5722-9667

ファックス：03-5722-7936

祝日を除く月曜日から金曜日の午前8時30分から午後5時まで。（12月29日から1月3日までは休みです）

自動着信拒否装置

警察等から提供される詐欺グループなどの電話番号を、更新しながら登録します。

そのほかにも、迷惑電話をブロックします。



知りたい情報が見つからないときは

迷惑電話ブロックサービスの概要

[迷惑電話ブロックサービスの概要（PDF：650KB）](#)

対象者・設置条件

- 区内に在住の方
- 設置には、ナンバーディスプレイ契約が必要となります。
- 設置した時点の年度末までは利用料金はかかりませんが、次の年度継続してご使用なさる時は利用料金がかかります。
- ドアホン等が接続されている電話回線では、自動着信拒否装置が接続できない場合がありますので、区職員及び警察署員が現地確認等に参加します。

注意事項

非常通報装置、機械警備（ホームセキュリティ）やマイツーカー（ガス警報装置）など同一の電話回線を使用する通信機器が接続されている場合は、使用できません。また、一部インターホン一体型電話機と併用できない場合があります。

News Release

西日本電信電話株式会社
東日本電信電話株式会社

特殊詐欺犯罪の防止に向けた取り組みについて

2023年3月22日

2023年9月29日更新

2024年2月21日更新

※下線部が2023年9月29日からの更新箇所です。

東日本電信電話株式会社（以下、NTT東日本）および西日本電信電話株式会社（以下、NTT西日本）は、特殊詐欺犯罪^{※1}の防止に貢献することにより当社の固定電話サービスを引き続き安心して利用いただけるようにするため、下記の取り組みを実施します。

※1 被害者に電話をかけるなどして対面することなく信頼させ、指定した預貯金口座への振込みその他の方法により、不特定多数の者から現金等をだまし取る犯罪（現金等を脅し取る恐喝およびキャッシュカード詐欺盗を含む。）の総称（「令和4年版警察白書」より）

1. 背景

特殊詐欺犯罪は、2022年には認知件数が17,520件、被害額は361億円^{※2}となり、深刻な社会課題となっているとともに、固定電話を利用されているお客さまが被害を受けている場合も多いと認識しております。特殊詐欺犯罪の防止に貢献するため、当社としてもこれまで「特殊詐欺対策サービス」の提供等を実施してきましたが、当社の固定電話サービスを引き続き安心して利用いただけるようにするため、取り組みを強化することとします。

※2 出典：警察庁広報資料「特殊詐欺認知・検挙状況等（令和4年・暫定値）について」（2023年2月2日）

2. 施策内容

（1）ナンバー・ディスプレイおよびナンバー・リクエストの高齢者無償化

70歳以上の契約者または70歳以上の方と同居している契約者の回線を対象として、ナンバー・ディスプレイおよびナンバー・リクエストの月額利用料および工事費を無料とします。

ナンバー・ディスプレイやナンバー・リクエストを利用いただくことにより、知らない電話番号からの不審な電話に対してより注意を払っていただくことや番号を通知しない電話には通知してかけ直すよう応答するといった対応が可能となります。

適用条件等

区分	内容
割引内容	下記適用条件・対象回線に合致するナンバー・ディスプレイおよびナンバー・リクエストの月額利用料および工事費 ^{※3} を無償化
適用条件	70歳以上の契約者、または70歳以上の方と同居している契約者の回線（申し出があった場合） ^{※4}
対象回線	加入電話・INSネットの住宅用、ひかり電話等 ^{※5}
受付開始日	2023年5月1日（月）
適用開始日	2023年5月1日（月）

※3 基本工事費の割引は、ナンバー・ディスプレイおよびナンバー・リクエストのみの工事（ナンバー・ディスプレイおよびナンバー・リクエストの同時工事の場合を含む）の場合に限ります。

※4 契約者や同居の方の年齢、同居していること等を確認するための書面を提出いただく場合があります。また、適用条件に合致しなくなった場合にはその旨を申し出ください。

※5 対象回線：加入電話／加入電話・ライトプラン（住宅用）、INSネット64／INSネット64・ライト（住宅用）、ひかり電話・ひかり電話ネクスト（住宅用）（A（エース）、オフィスタイプ、オフィスA（エース）は対象外）、光マイタウンネクストファミリーライトタイプ（NTT西日本）、ひかり電話応急仮設住宅タイプ（NTT東日本）、光回線電話（住宅用）

(2) 特殊詐欺対策サービスの無償化

特殊詐欺対策サービスの月額利用料および工事費を、申込受付期間・申込数を限定して^{※6}一定期間無料とします。

特殊詐欺対策サービスを利用いただくことにより、通話録音データをAIで解析し、特殊詐欺の疑いがある場合は事前に登録した連絡先に通知することで、詐欺の危険性を察知いただくことが可能となります。

適用条件等[※] 2024年2月21日更新（下線部が9月29日からの更新箇所です）

区分	内容
割引内容	申込時期によらず割引適用期間中は特殊詐欺対策サービスの月額利用料および工事費を無償化 ^{※6、7、8}
割引適用期間	2023年5月1日（月）～2025年3月31日（月） ^{※6}
申込受付期間・申込数	2023年5月1日（月）～2024年9月30日（月） ^{※6} ただし、上記受付期間内であっても、NTT東日本／NTT西日本それぞれで申込ユーザ数が5,000名 ^{※6} に達し次第、受付を終了します。 - 受付終了次第、ホームページ等でご案内します。 - 受付終了後に申し込みいただいた方は、割引期間内であっても有料となります。
利用開始期限	<u>2025年3月31日（月）</u>

※6 割引適用期間・申込受付期間・利用開始期限は延長されること、申込数は拡大されることがあります。
今回（2024年2月21日）は申込受付期間および利用開始期限を延長しました。

※7 福祉割引が適用される場合に限ります。また、既に特殊詐欺対策サービスを利用中のお客さまも、福祉割引が適用されている場合には同様に無償化の対象とします（申し出不要）。

※8 基本工事費の割引は、特殊詐欺対策サービスのみの工事の場合に限ります。

(3) 電話番号の変更にに関する工事費の無償化

特殊詐欺等の犯罪被害を受けた場合、または受けるおそれがある場合^{※9}は、お客さまからの申し出により電話番号変更の工事費を無料とします。

電話番号を変更することで、犯罪目的の電話が繰り返しかかってくるような被害を抑止することが可能となります。

受付・適用開始日：2023年4月1日（土）

※9 被害を受けたことまたは被害を受けるおそれがあることを示す書面等を提出いただく場合があります。

公正取引委員会・中小企業庁 担当



取引条件の明示義務

フリーランスに対して業務委託をした場合、**直ちに書面または電磁的方法(メール、SNSのメッセージ等)で取引条件を明示しなければなりません。**
口頭で伝えることは認められません。

【取引条件として明示すべき事項】

- ①発注事業者・フリーランスの名称
- ②業務委託をした日
- ③給付の内容
- ④給付を受領する期日/役務の提供を受ける期日
- ⑤給付を受領する場所/役務の提供を受ける場所
- ⑥検査完了期日(検査をする場合のみ)
- ⑦報酬の額および支払期日
- ⑧報酬の支払方法に関する事(現金以外の方法で報酬を支払う場合のみ)

書面または電磁的方法のどちらの方法で明示するかは発注事業者が選ぶことができます。

ただし、電磁的方法で明示した場合、フリーランスから書面の交付を求められたときは、フリーランスの保護に支障を生ずることがない場合を除き、遅滞なく、書面を交付しなければなりません。

2024年8月5日のシルバーからの回答書(抜粋)

1. 会員に対して、これまでは仕事内容と配分金が知らされるのみでしたが、今後は、依頼された仕事の受注額、配分金、諸経費など、全てを書面上で明らかにして仕事を担う会員に手渡し、情報の透明化を徹底することを求めます。

○令和6年4月発注分から、依頼主に送付する見積書（作業内容、作業費（配分金額）、諸経費の内訳を記載）の写しを作業会員に交付することとしております。

2024年12月9日のシルバーからの回答書(抜粋)

2. 作業に従事する会員に「見積書」を配布してください。

＜回答＞令和6年11月1日に、特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（フリーランス法）が施行されたことに伴い、会員の皆様に、「会員就業条件明示書」を交付させていただいているところであります。

「会員就業条件明示書」には、次の項目を記載しています。

- ①発注者及び受託者（会員）の氏名又は名称
- ②業務委託した日
- ③受注件名
- ④仕事の内容
- ⑤就業場所
- ⑥就業期間
- ⑦報酬（配分金）の額及び支払期日

当センターでは昨年4月以降、会員の信頼回復に努めております。発注者の見積額の確認を希望される会員の方につきましては、「会員就業条件明示書」の交付時に、発注者への見積書原本を提示し、その内容を確認していただくことで、見積書の配布に代えさせていただきたいと考えております。